

処 分 基 準

令和 3 年 3 月 22 日 作成

法 令 名：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項：第 9 条
処 分 概 要：指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第 1 条第 2 項（指定の基準） 同第 7 条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第 9 条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策係 (078-341-7441 内線3032・3035)
備 考：